

みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック

(H22.3.15 発行) 一部改正

平成 29 年 3 月 31 日改正

平成 29 年 10 月 1 日施行

神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課

敷地内通路等

●基本的な考え方

- ・ 道路又は駐車場から主要な出入口に至る敷地内通路は、誰もが目的施設を安全かつ円滑に利用できるように整備する。
- ・ 敷地内通路は、非常時における避難移動にも十分対応できるように安全な通路として整備する。
- ・ 敷地内通路は、原則として歩車道分離とする。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の2の項(3)の項に掲げる動物園等については、この限りでない。	「不特定多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する」の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の例による。なお、共同住宅については、同じく「多数の者が利用する」とする。		
ア 表面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。	ノンスリップ加工を施す等、雨濁等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	図1 図5 図7
イ 段	段がある部分は、次に掲げるものであること。 (7) 手すりを設けること。 (4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は影度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。こと。 (5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	段がある場合は、次に掲げるものであること。 ・ 幅は140センチメートル以上とすること。 ・ 段上げの寸法は16センチメートル以下、踏面の寸法は30センチメートル以上とすること。 ・ 両側に手すりを設置すること。	図7 図8
ウ 傾斜路	傾斜路は、次に掲げるものであること。 (7) こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (4) その前後の通路との色の明度、色相又は影度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。こと。	傾斜路の上端、下端又は傾斜路全体を、注意喚起のため、通路の他の部分と色相、色相又は明度、輝度比等に差がある材料で仕上げることを。	図5
(2) 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)まで及び駐車場から利用居室又は道等までの経路のうち、それぞれ1以上の経路を障害者等が円滑に利用できる経路(以下「主たる経路」という。)とし、当該主たる経路を構成する敷地内の通路は、(1)に定めるほか、次に掲げるものであること。	「主たる経路」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条に規定する移動等円滑化経路に該当し、この場合、居室には10の項に定める等の密着等を含む。	必要に応じて手すりを設けること。 ・ 敷地が広く、敷地内に建築物が複数ある場合などは、熟知図を設置すること。 ・ 施設の地理的特性によっては、凍結、積雪防止の融雪装置や上屋を設けること。 ・ 整備された出入口に通ずる敷地内通路は、地形の特殊性により困難な場合以外は整備すること。 ・ 補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)利用者への配慮として、補助犬の排泄スペース、出入口の幅員に配慮すること。	10の項 P94参照

図1 敷地内通路の整備例

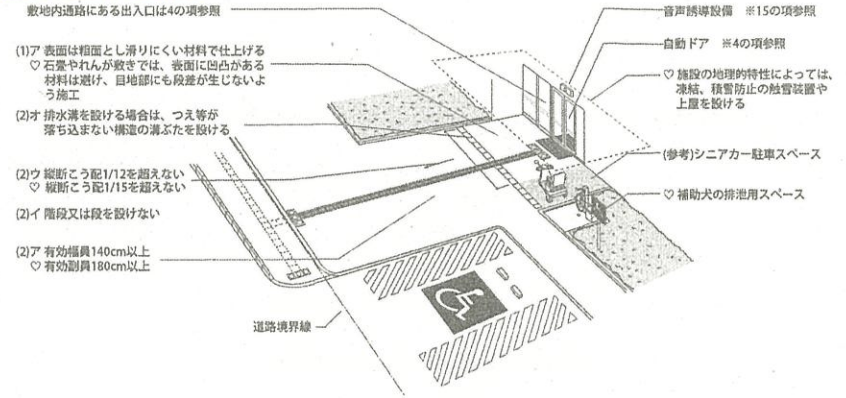


図2 平面図

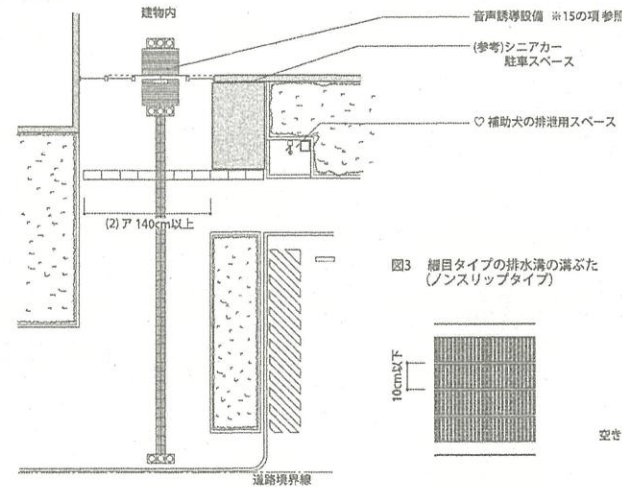


図3 柵目タイプの排水溝の溝ふた(ノンスリップタイプ)



傾斜路

●基本的な考え方

- 敷地内通路、建築物内の廊下等に高低差や段が生じている場合には、利用者が安全かつ円滑に利用できるような傾斜路を整備する。
- 傾斜路の勾配はできる限り緩やかに設ける。また、滑りにくい仕上げ材を使用する。
- 敷地等の形状により傾斜路の距離が著しく長い場合、若しくは道路方向が見えにくい傾斜路にあっては、傾斜路の長さ等を分かりやすく表示するなど利用しやすさを工夫する。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれと併設するものに限る。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p>			
(1)有効幅員	有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、6の項に定める構造の段に併設するものにおいては、90センチメートル以上とすることができる。	有効幅員は、150センチメートル以上（段を併設する場合は、120センチメートル以上）とすること。	図1 図2 図5 6の項 P78参照
(2)縦断こう配	縦断こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合には、8分の1を超えないこと。	縦断こう配は、1/15を超えないこと。	図1 図4
(3)踊場	高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに踊場が150センチメートル以上の踊場を設けること。		図1 図2
(4)転落防止装置	両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。		図1
(5)手すり	手すりを適切な高さに設けること。	手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、傾斜路の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に設け、連続性のあるものとする。	図1 図3 図4
(6)表面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	図1
(7)廊下等	その前後の廊下等との色の明度、色相又は影度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。		
(8)端部の構造	傾斜路の端部は、車いすの転回に支障がない構造とすること。	傾斜路の水平面が出入口に直結している場合には、戸の開閉に必要なスペースを確保すること。 端部は床に対して段を生じない構造とし、通路を移動する人との衝突を避け、かつ、車いすが転回できるよう、長さ150センチメートル程度の踊場を設けること。	図1

図1 傾斜路の整備例

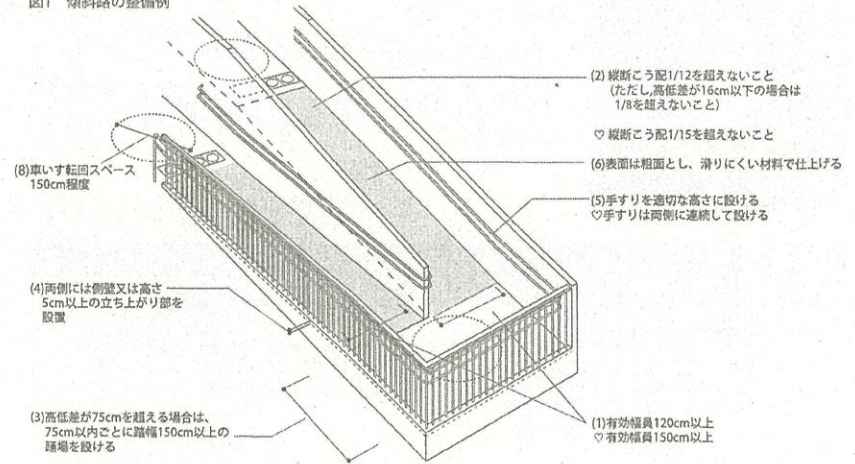


図2 平面図

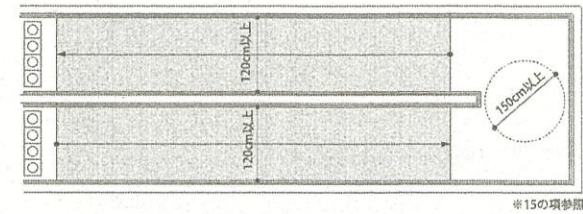


図3 手すりの形状例

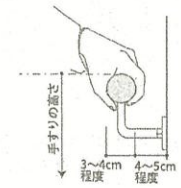


図4 縦断こう配、手すりの設置例

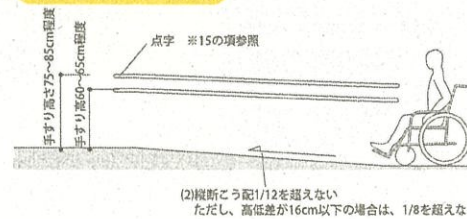
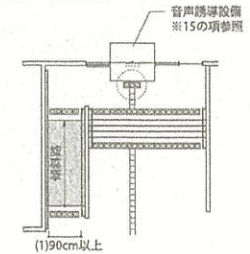


図5 階段併設例



1 建築物

1-3

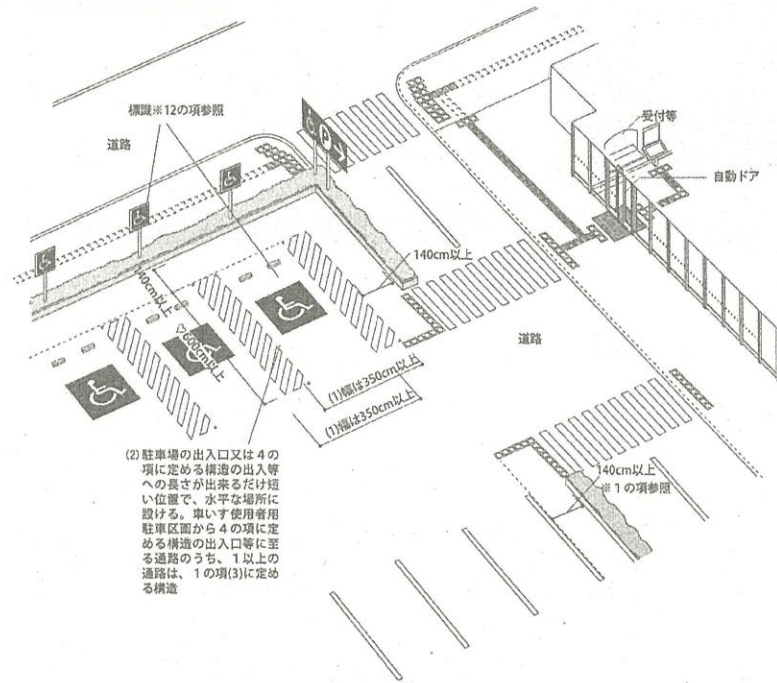
駐車場

●基本的な考え方

- ・ 車いす使用者等が利用できる駐車区画の確保は大変重要である。
- ・ 車いす使用者等が利用できる駐車区画は主要な出入口に最も近い場所に設ける。
- ・ 施設の用途・規模によっては、多くの車いす使用者が同時に複数の区画を利用することを想定して可能な限り多くの区画数を確保する。
- ・ 車いす使用者が利用できる駐車区画表示は道路からも容易に視認できるように配慮する。

整備基準		解説	望ましい水準	備考												
<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場（機械式駐車場を除く。以下同じ。）を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者の利用しやすい駐車区画（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）を1（駐車台数の合計が100台を超えるとときは、駐車台数の合計に100分の1を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。ただし、別表第1の8の項に掲げる公共的施設のうち寄宿舍及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「小規模共同住宅」という。）並びに同表の9の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>駐車台数の合計</td> <td>車いす使用者用駐車区画</td> </tr> <tr> <td>101 ~ 100台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>201 ~ 200台</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>301 ~ 300台</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>401 ~ 400台</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>501 ~ 500台</td> <td>5台</td> </tr> </table>		駐車台数の合計	車いす使用者用駐車区画	101 ~ 100台	1台	201 ~ 200台	2台	301 ~ 300台	3台	401 ~ 400台	4台	501 ~ 500台	5台	<p>駐車場には、施設に附属する駐車場、路外駐車場の双方が含まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発券所等は、曲がり角や斜路部分に設けないように計画するなど、障害者等が円滑に利用できるような配慮すること。 ・ 2台分以上のスペースを並べて設けること。 ・ 見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設けること。 ・ 雨の日でも濡れずに利用できるような上屋を設けること。 ・ 車いす使用者用駐車区画を次のとおり設けること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 200台以下の場合 50分の1以上。 ・ 200台を超える場合は100分の1プラス2以上。 ・ 全ての公共的施設においては、本項に定める駐車場を設けること。 	
駐車台数の合計	車いす使用者用駐車区画															
101 ~ 100台	1台															
201 ~ 200台	2台															
301 ~ 300台	3台															
401 ~ 400台	4台															
501 ~ 500台	5台															
(1) 区画の幅	幅は、350センチメートル以上とすること。	標準的な車いす使用者用駐車区画は幅350センチメートル以上×奥行き500センチメートル以上である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奥行きは600センチメートル以上とすること。 ・ 車いす使用者用区画が、1以上の場合、乗降用スペースを両側に設けること。 ・ 乗降用スペースは有効幅員100センチメートル以上とすること。 	図1 図4												
(2) 設置場所	駐車場の出入口又は4の項に定める構造の出入口等までの経路の長さができるだけ短くなる位置であって、水平な場所に設け、かつ、車いす使用者用駐車区画から4の項に定める構造の出入口等に至る通路のうち、1以上の通路は、1の項(2)に定める構造とすること。ただし、別表第1の2の項(3)の項に掲げる動物園等においては、車いす使用者用駐車区画から1の項(3)に定める構造の敷地内通路へ通ずる通路又は4の項に定める構造の出入口等に至る通路は、1の項(3)に定める構造とすること。	<p>必要に応じて、車止めを適切に配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の自動車との動線と車いす使用者用駐車区画からの動線の交差を避け、駐車区画はできるだけ出入口に近い位置に設ける。 ・ 車いすと自動車の座席との乗り移りの際に、車いす使用者が体制を安定でき、車いすが自走しないように傾斜した場所には設けないこと。 	図1 1の項 P60参照 4の項 P70参照													

図1 駐車場の整備例



(2) 駐車場の出入口又は4の項に定める構造の出入等への長さが出るだけ短い位置で、水平な場所に設ける。車いす使用者用駐車区画から4の項に定める構造の出入口等に至る通路のうち、1以上の通路は、1の項(3)に定める構造

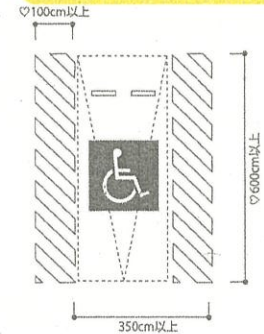
図2 可動しやすい専用駐車案内板の例（※12の項参照）



図3 車いす使用者駐車区画の例



図4 車いす使用者駐車区画寸法の考え方（1台駐車）



1 建築物

1-4

出入口等

●基本的な考え方

- ・ だれもが円滑に利用できるように、主要な出入口等を整備する。
- ・ 主要な出入口等付近には、案内看板や受付を適切に設ける。
- ・ 主要な出入口等付近には、利用者に分かりやすい施設の案内看板を適切に配置する。
- ・ 出入口の戸の構造は、視覚障害者や車いす使用者の通行に十分配慮する。
- ・ 戸の構造は、上肢の障害のある人にもできる限り円滑に利用できるものとする。
- ・ 密室等の出入口には、視覚障害者にも認識しやすい浮文字の部屋番号や点字付き案内看板を設ける。
- ・ 主要な出入口以外の出入口においても、緊急時等を考慮し利用者の円滑な利用に配慮する。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
(1) 主たる経路を構成する出入口のうち直接屋外へ通ずる主要な出入口、改札口及びレジ通路（以下「主要な出入口等」という。）を設ける場合は、次に定める構造の主要な出入口等をそれぞれ1以上設けること。	「改札口」とは、有料施設等の入口口を指し、「レジ通路」とは、スーパー等に設けられるような代金支払い時に通過する通路部分を指す。 改札口及びレジ通路には、屋外へ通ずるもののほか、屋内に設置するものも含む。	・ 施設の出入口等には、屋根、庇を設けること。 ・ 風除室には、必要に応じて、衝突防止用の措置（注意喚起サイン、手すり等）を講ずること。 ・ 上下足の履き替え所には、下肢障害者等のためのいすを常備すること。 ・ すべての出入口等を4の項(1)に定める構造とすること。	
ア 有効幅員	有効幅員は、90センチメートル以上とすること。	1以上の直接屋外に通ずる出入口等の有効幅員は、120センチメートル以上とすること。	図1
イ 段	障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	雨仕舞の関係から段が生じる場合は、高低差1センチメートル程度で丸みを持たせる、すりつける等の配慮を行う必要がある。	図1
ウ 戸の構造	戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。	開閉動作のしやすさから見た推奨原位置は、①自動式引戸、②手動式引戸、③開き戸である。 ・ ドアチェックは、ゆるやかに作動し、操作の軽いものとする。 ・ ドアハンドルは、車いす使用者や子どもにも使いやすい高さに設けること。また、円形のものの上肢や手に障害のある人が使いにくいので避けること。 ・ 手動ドアには、指つめ防止の配慮を行うこと。 ・ 戸の全面が透明な場合は、衝突を防止するための措置を講ずること。 ・ 窓ガラスの選定には、割れにくい材料を用いるなど配慮すること。 ・ 戸の前後には、車いす使用者が戸の開閉をするために水平面を設けること。水平面は、原則として150センチメートル程度×150センチメートル程度設けること。	図1 図7 1の項 P60参照
エ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。	ノンスリップ加工を施す等、濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	図1

図1 主要な出入口等の整備例

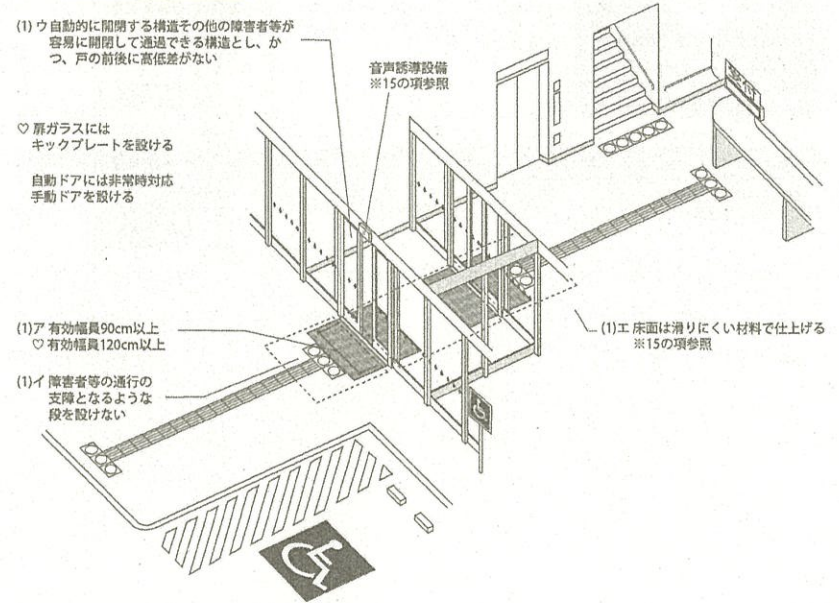
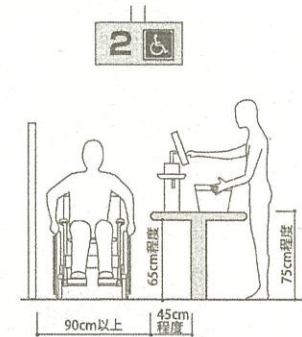


図2 レジ通路の設計例

写真1 玄関付近



整備基準	解説	望ましい水準	備考
<p>② 屋外若しくは駐車場へ通ずる出入口（主要な出入口等を除く。）及び主たる経路を構成する出入口（直接屋外へ通ずる主要な出入口を除く。）は、有効幅員を80センチメートル以上とし、(1)のイからエまでに定める構造とすること。ただし、別表第1の3の項に掲げる医療施設のうち病室（患者を収容する施設をいう。）を有しないもの（以下「無床診療所」という。）で用途面積が500平方メートル未満のもの（以下「小規模無床診療所」という。）、同表の5の項(3)の項に掲げる商業施設のうち用途面積が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの（以下「小規模店舗」という。）及び同表の14の項に掲げる興行・遊興施設のうち用途面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの（以下「小規模興行・遊興施設」という。）にあっては、この限りでない。</p>	<p>ひとつの居室に複数の出入口がある場合は、1以上の出入口の整備が必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共的施設において主要な出入口以外の出入口を設ける場合にあつては、4の項(2)に定める構造とすること。 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 公共的施設の出入口には、塵根・庇を設ける。 風除室には、必要に応じて、衝突防止用の措置（注意喚起サイン、手すり等）を講ずること。 上下足置き替え所には、下肢障害者のためのいすを常備すること。 	<p>図3</p>

図3 主要な出入口以外の出入口の整備例

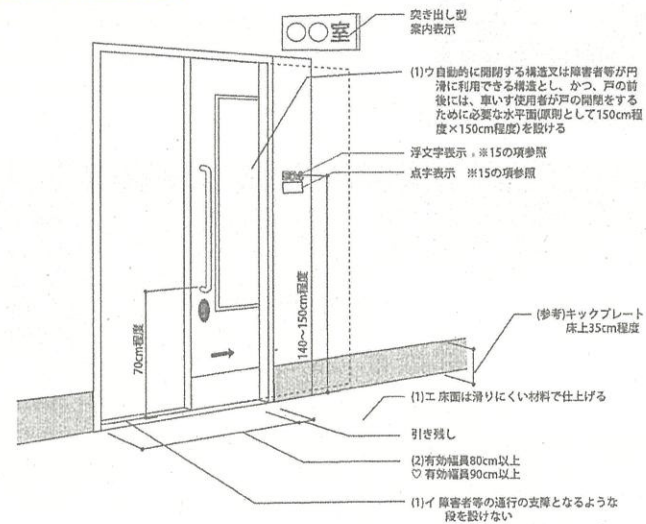


図5 使いやすいドアハンドル

図7 開き戸を設けた場合の空き寸法の考え方

図4 出入口ハンドルの高さ (子供・車いす使用者に使いやすい)

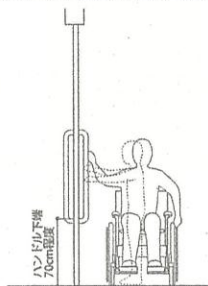


図6 使用表示の例

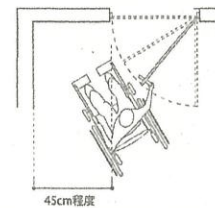
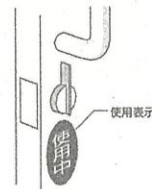
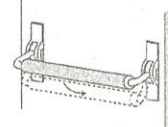


図8 パニックハンドル (押すだけで開くことができる)



廊下その他
これに類するもの
(以下「廊下等」という)

● 基本的な考え方

- ・ 廊下等には利用者の事故につながるような不用意な突起物を設けない。
- ・ 廊下等の手すりは、設置が必要な箇所を十分考慮して設ける。また、設置が必要と思われる箇所についても容易に設置できるように壁下地を補強しておく。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する廊下等の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノンスリップ加工を施す等、雨濁等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 ・ マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足を取られたり、車いすの通行の支障とならないよう配慮すること ・ 利用者の事故につながるような突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共的施設において廊下等を設ける場合にあつては、5の項に定める構造とすること。 ・ すべての経路上の廊下等を整備すること。 ・ 休憩用設備を適切な位置に設けること。 ・ 必要に応じて、足元灯等を設置すること。 	図1
(2) 主たる経路を構成する廊下等（7の項に定める構造のエレベーターを設ける場合にあつては、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。）は、(1)に定めるほか、次に掲げるものであること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設にあつては、この限りでない。			7の項 P80参照
ア 有効幅員 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、末端の付近及び区間50メートル以内ごとに2人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分設ける場合は140センチメートル以上とすることができる。 	図1
イ 段	段を設けないこと。ただし、2の項に定める構造の傾斜路又はエレベーター等を設ける場合は、この限りでない。		図1 2の項 P66参照
ウ 車いすスペースの転回スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 端部は、車いすの転回に支障のない構造とし、かつ、50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 曲がり角には鏡を設けるなどにより、衝突防止の配慮をすること。 	図1 図2 図3

図1 廊下等の整備例

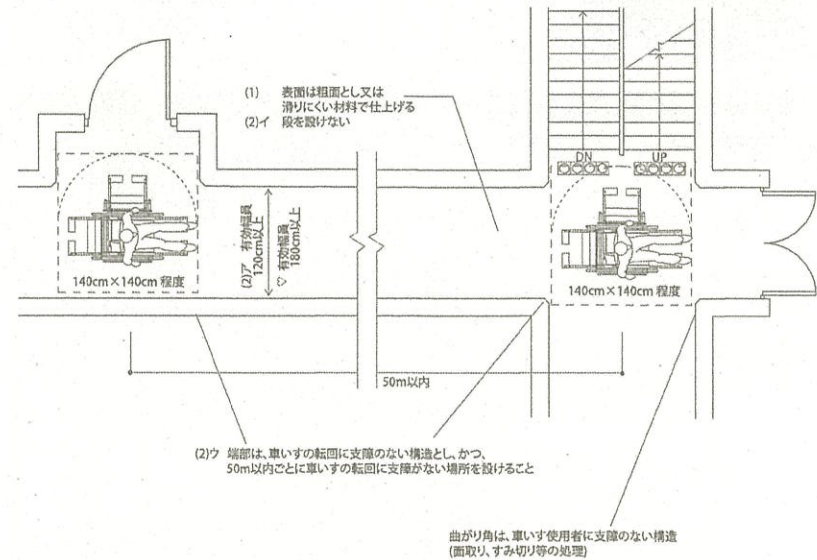


図2 T字型の交差部分の動作例

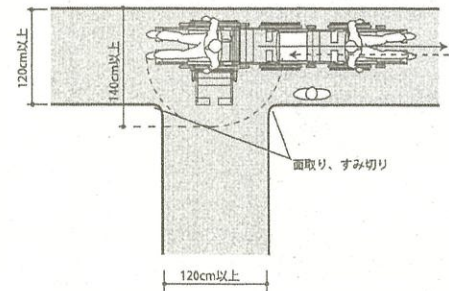
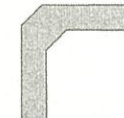


図3 曲がり角の構造例



● 基本的な考え方

- ・ 階段には手すりを両側に連続して設ける。
- ・ 階段での転倒事故を防ぐためには段鼻は容易に見分けがつく構造とする。
- ・ 階段手すりの始終端部には現在地若しくは行き先等を点字で表記する。

整備基準	解説	望ましい水準	備考	
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ らせん階段や踊場部分に段を設けた階段とせず、安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、足元灯等を設置すること。 ・ 踊場には、線を設けるなどにより、衝突防止の配慮をすること。 ・ 有効経員は、150センチメートル以上とすること。 		
(1) 主たる階段の形状	主たる階段は、回り階段としないこと。	主たる階段とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。	主たる階段以外の階段においても回り階段は設けないこと。	図1 図2
(2) 階段の構造	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一階段は、同一寸法とすること。 ・ 段鼻は、踏面及びけこみ板の面とそろえてつまずきにくい構造とすること。金属製のものはつえ等が滑るので避けること。 ・ 1以上の階段においては、けこみ板は、つえ等や足の踏み込みを防止するために必ず設けること。 ・ 手すり手形式の階段は、両側に2センチメートル以上（5センチメートル以上が望ましい）の立ち上がりを設け、つえ等や足の踏み外しを防止すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ けこみは2センチメートル以下とすること。 ・ けあげ16センチメートル程度、踏面30センチメートル以上とすること。 	図1 図3 図4
(3) 手すりの設置	手すりを適切な高さに設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりは階段の踊場を含め設置する。 ・ 手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、傾斜路の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に設け、連続性のあるものとする。 ・ 床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85センチメートル程度、下段60～85センチメートル程度とし、1段の場合は、75～85センチメートル程度とすること。 ・ 原則として、断面が円形（直径3～4センチメートル程度）か楕円型とすること。 ・ 壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5センチメートル程度とすること。手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両側に連続して設置すること。 	図1
(4) 表面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 		図1
(5) 明度差等の確保	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は影度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や視覚障害者等が認知しやすいよう、明度、色相、影度（輝度比の確保）に配慮する。 		図1

図1 階段の整備例

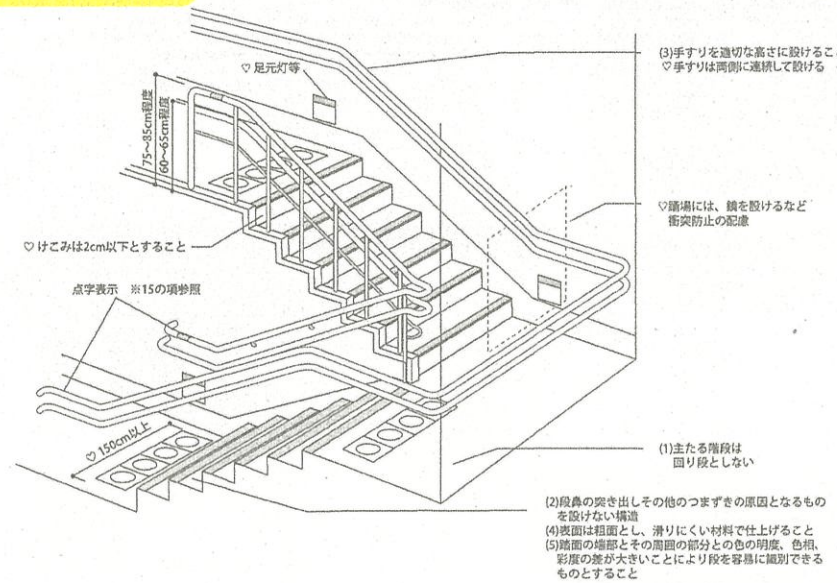


図2 階段の形状例 (○と×)

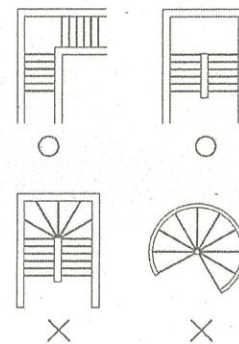


図3 階段の望ましい構造例

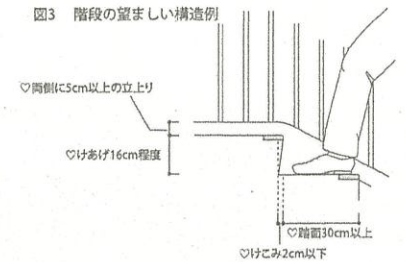


図4 避けるべき設計例



整備基準	解説	望ましい水準	備考
オ かご内及び乗降ロビーの制御装置	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 操作盤（制御装置）のボタンは、押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避けること。 かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置（高さ90～100センチメートル程度）に操作盤が設けられていること。 かご及び昇降路の出入口の戸の開閉時間を延長する機能を有したものであること。 呼び出しボタンは開閉ボタンの下部に設ける。 	図1 図4 図5 図6 図7
カ 制御装置の構造	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字及び文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。		図1 図4 図6
キ 位置表示の装置	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。		図1 図4
ク 出入口の戸の音声装置	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。		
ケ 昇降方向表示の装置	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 乗降ロビーへの装置の設置については、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 	
コ 昇降方向の音声装置	かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。		
サ 乗降ロビーの構造	乗降ロビーは、高低差がないものとし、その有効幅員及び有効奥行き（内りをいう。）は、150センチメートル以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 乗降ロビーの有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ180センチメートル以上とすること。 	図2 図3
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設（(1)に該当する施設を除く。）にあつては、かごが当該階に停止する(1)に定める構造のエレベーターを1以上設けるよう努めること。			4の項 P70参照

図4 乗降ロビーの整備例

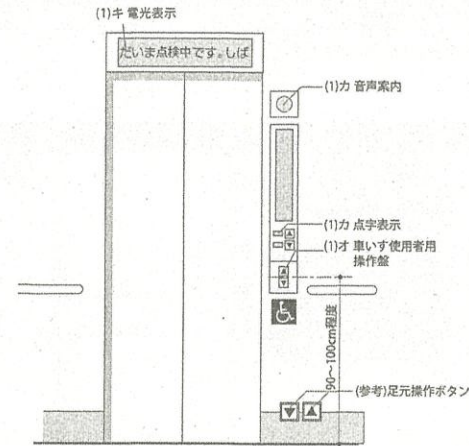


図6 かご内の寸法例

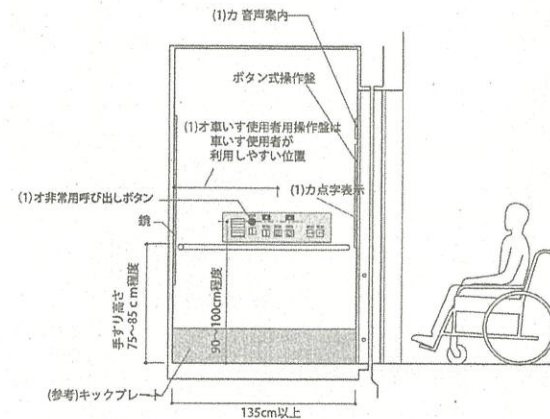
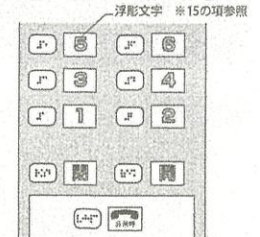


図5 かご内操作盤の階数ボタン配置と点字表示例



▽縦列に配置する階数ボタンは、下から千鳥に配列し、点字表示はボタンの左側を原則とする。
▽呼び出しボタンは開閉ボタンの下部に設ける。

図7 階数ボタン（点字表示）

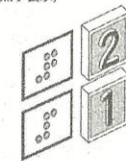


写真1 足元操作ボタン例



乗降ロビー

● 基本的な考え方

- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、車いす利用者をはじめ、だれもが利用しやすい便所「みんなのトイレ」を1以上整備する。
- みんなのトイレが整備されていることを知らせる表示を分かりやすく行う。
- みんなのトイレ以外の便所を設ける場合にも、障害者、高齢者及び小さな子どもを連れて来た人が利用しやすい便所を1以上整備する。
- 便所が男女別に設けられている場合は、利用しやすい便所をそれぞれ1以上整備する。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、だれもが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便所（以下「みんなのトイレ」という。）を1以上設けた便所を1以上設けること。ただし、当該便所内に、主たる経路に接続して車いす利用者用便所（政令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便所をいう。以下同じ）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便所をそれぞれ1以上設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、車いす利用者をはじめ誰もが利用しやすい「みんなのトイレ」を整備することとする。 ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の考え方も踏まえ、主たる経路に接続して車いす利用者用便所やオストメイト対応便所の個別機能に応じた専用便所を設置し、誰もが利用しやすい便所を整備する場合はこの限りではない。なお、この場合でも、便所内にベビーベッド・ベビーチェアを設置し、より幅広い利用が可能となるよう努めること。	公共施設においては、みんなのトイレを設けること。 ● みんなのトイレは、各階ごとに設けるなど利用者の利用に配慮して複数設けること。（但し書き適用の場合も同じ）	図7
ア 出入口の構造	出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。	● 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。	図1
イ 戸の構造	戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。	● 便所の戸は、開閉時間の調整ができるものとする。 ● ドアロックセンサーを設置すること。 ● 施錠を示す色は、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるよう、文字を併記するか、赤と青の組み合わせなどによること。（赤と青は見分けにくい）	1の項 P60参照
ウ 接続する経路	出入口は、主たる経路に接続すること。		図1
エ 便所の構造	腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。	(腰掛便座) ● 腰掛便座の形状は、車いすのフットレストがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。 (手すり) ● 腰掛便座には、車いすからの移乗を補助したり、使用中の姿勢を安定させる手すりを設けること。 ● 手すりは、握りやすいものとする。 (洗面器) ● 洗面器は、移動の支障とならない場所に設けること。手洗い器を便座から手の届く位置に設置することも有効である。 ● 洗面器の下部には、原則として、車いす前部の収納を考慮した、高さ65センチメートル程度、奥行き45センチメートル程度のけこみを設けること。 ● 洗面所の水栓は、レバー式、光感応式など簡単に操作できるものとする。	図1

図1 みんなのトイレの整備例

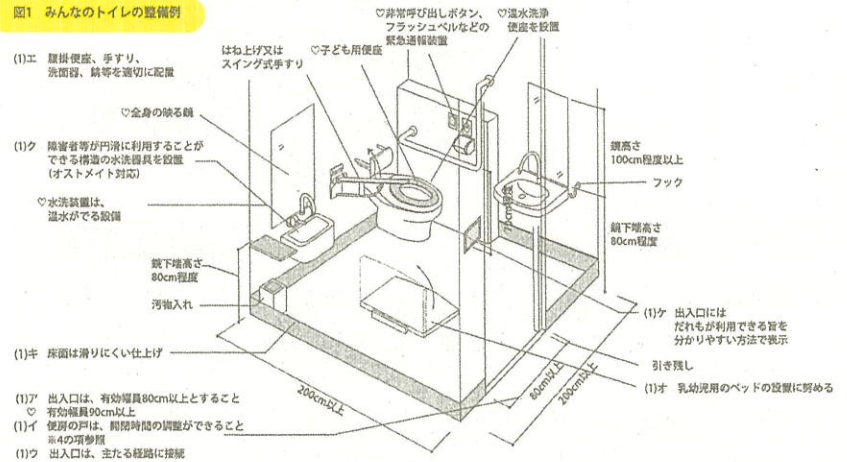
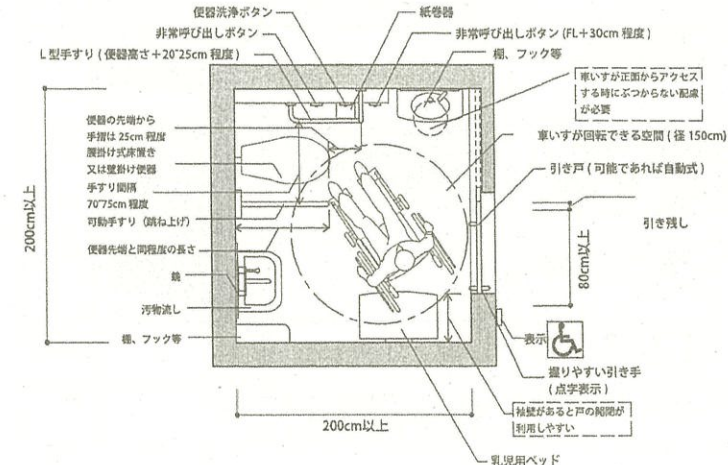


図3 みんなのトイレサイン例



図2 設備のレイアウト参考例



整備基準	解説	望ましい水準	備考
	<p>(付属器具)</p> <ul style="list-style-type: none"> 洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作しやすい形状とし、適切な位置に設置すること。 ペーパーホルダーは、適切な位置に設置すること。 便器の横側面に洗浄ボタン、ペーパーホルダー、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づき配置とすること。 手荷物を置ける棚又はフックを設置すること。フックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は、車いすに乗った状態で使用できるものとする。 	<p>(付属器具)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全身の映る鏡を設置すること。 介護用のベッドを設けること。 <p>(通報装置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を便室内に設けること。 	
オ 乳幼児等の対応	乳幼児用のベッド及びいすを設置するよう努めること。	便室内に子ども用の便器又は便座を併設すること。	図1 写真1
カ 空間の確保	車いす使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。	手動車いすで方向転換が可能なスペース（200センチメートル以上×200センチメートル以上）を確保すること。このスペースが確保できない場合は、150センチメートル以上×200センチメートル以上程度を確保すること。	図2
キ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。	・ ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	図1
ク 水洗器具	障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 水洗器具とは、オストメイト（人工肛門、人口膀胱装置）対応の設備である。 既存建築物の改修以外は簡易型設備による対応は行わないこと。 バウチや汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し、またはこれにかわる洗浄装置を設置すること。 洗浄のため温水がでるように努めること。 大きめの汚物入れを便座及び車椅子に座った状態から手の届く範囲に設けるよう努めること。 全身を写すことができるような鏡を設置するよう努めること。 	図1 図6
ケ 出入口の表示	出入口には、だれもが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。	車いす使用者だけでなく、だれもが利用できる便所である旨を点字等で表示すること。	図1 図3
2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（みんなのトイレ（1)ただし書きの場合を含む。）のみで構成されているものを除く。）を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	(1)のみんなのトイレ（ただし書きの場合を含む）が2箇所以上設置されている場合は、2箇所目については、2)に定める構造の便所を整備したものとみなす。	公共施設においてみんなのトイレ以外のトイレを設ける場合には、それぞれの階に1以上を8の項(2)に定める構造とすること。	
ア 出入口の構造	便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。	便所内の通路等は車いす使用者が利用できる幅員を十分に確保すること。	図10
イ 戸の構造	便所及び便房の出入口の戸は、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。		1の項 P60参照
ウ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい材料で仕上げること。	・ ノンスリップ加工を施す等、雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	図10

図4 便所配置例

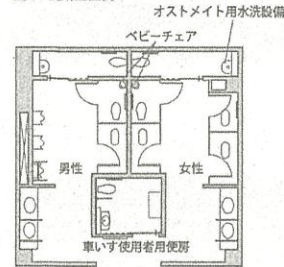


図5 背もたれ式水洗器具 (簡易タイプ)



図6 オストメイト対応例



図7 個別機能に対応した便房配置例

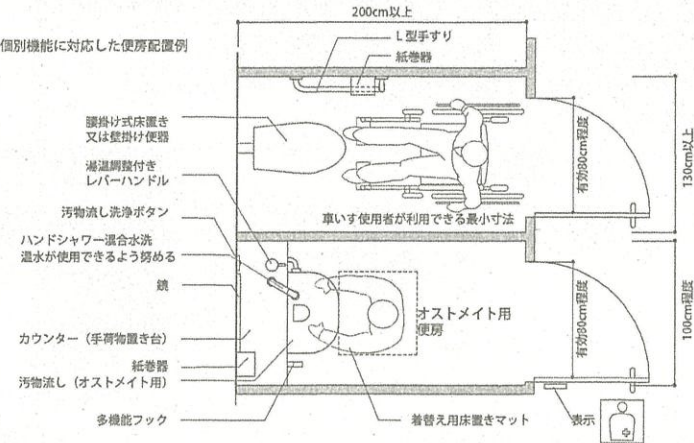


図8 オストメイト対応便房

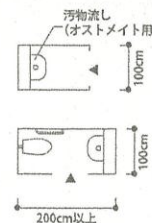
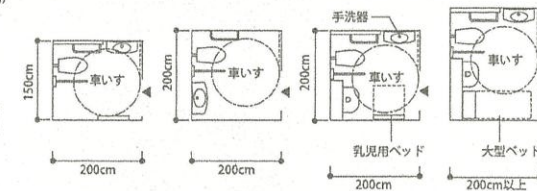


図9 車いす使用者便房（みんなのトイレ含む）のレイアウト例



整備基準	解説	望ましい水準	備考
エ 便所の構造	障害者等が円滑に利用できる構造の座便器及び手すりを適切に配置し、4の項(2)に定める構造の出入口を設けた便所を1以上設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 温水洗浄便座を設置すること。 乳幼児用いす等を設置すること。 呼び出しボタン、フラッシュベルなどの緊急通報装置を設置すること。 便器の背後に背もたれを設けること。 	図10 図12 4の項 P70参照
オ 男子用小便器の構造	男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 手すり付き床置き式等の小便器は、便所の入口の一番近いところに設置すること。 小便器の手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とすること。 	図10
カ 洗面器の構造	障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を1以上設けること。	<ul style="list-style-type: none"> 洗面器は、通行の支障とならない場所に設け、手すりは、原則として、両側に取り付けること。 車いすでの使用に配慮し、洗面器の下部は床高65センチメートル程度の高さを確保し、洗面器上面の標準の高さを75センチメートル程度とすること。 洗面所の水栓は、レバー式、光感応式など簡単に操作できるものとする。 	図10 図11

図10 みんなのトイレ以外のトイレの整備例

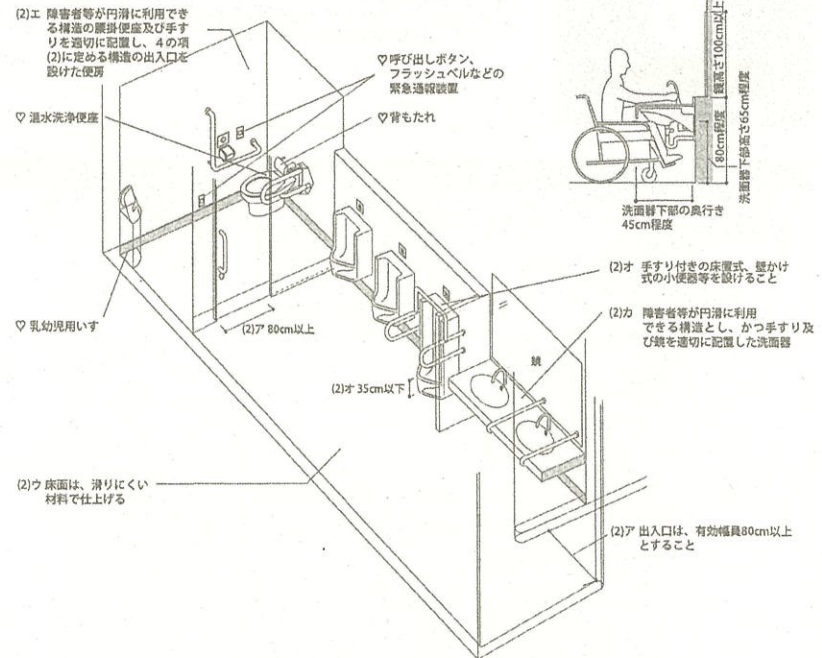


図11 洗面器まわりの寸法例

図12 車いす使用者が利用できる最小寸法例

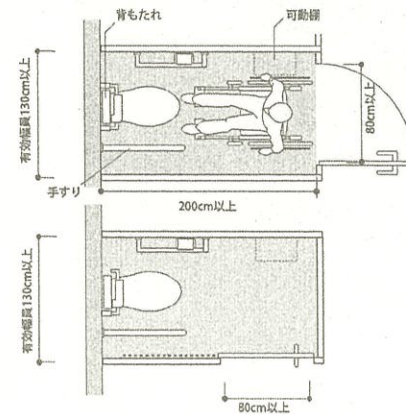


写真1 乳幼児用いす



案内板等

●基本的な考え方

- 案内板及び案内表示等を設ける場合は、高齢者、障害者等が、建築物を円滑に利用できるよう表示する。
- 案内・誘導表示については、設置場所・高さ・文字の大きさ・形状、分かりやすさなど十分に配慮する。
- 車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者が緊急時の避難から取り残されないよう、音声・振動情報伝達設備など適切に設ける。

整 備 基 準	解 説	望ましい水準	備 考	
(1) 車いす使用者用駐車区画等の標識の設置	<p>障害者等が円滑に利用できるよう、車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの付近には、それぞれ当該車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレがあることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舎の用に供するものに限る。)、9の項、12の項、16の項から18の項までに掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。</p>	<p>標識は、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの)とする。</p> <p>車いす使用者用駐車区画の表示は、区画内の路面及び立て看板等により分かりやすい方法で表示すること。</p>	<p>公共的施設において標識及び案内設備を設ける場合にあっては、12の項に定める構造とすること。</p>	<p>図1 図2</p>
(2) 案内板その他の設備の設置	<p>障害者等が円滑に利用できるよう案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合はこの限りでない。</p> <p>ア 建築物(小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舎の用に供するものに限る。)、9の項、12の項、16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。以下(2)において同じ)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車いす使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの配置を容易に視認できる場合はこの限りでない。</p> <p>イ 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等又はみんなのトイレの配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等(条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第17項に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第2条第16号に規定する特定建築物をいう)以外の公共的施設にあっては、点字)により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>	<p>特に駐車区画が多数あり、複数の場所にわたる大規模な駐車場にあっては、当該出入口から車いす使用者用駐車区画に至る経路について誘導のための表示を行うこと。</p> <p>大きく分かりやすい平易な文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。ことにより、子どもや知的障害者を含む、より多くの人が理解できるように配慮すること。</p> <p>案内板表示面の高さは、原則として床面より50～150センチメートル程度の範囲とし、車いす使用者や弱者等に見やすい高さに設けること。(この基準は利用者が板面から100センチメートル程度の距離から見ることを想定している。)</p> <p>弱者等が接近して読むことができる位置に設置すること。</p> <p>障害者等の通行の支障にならないような位置に設け、車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>照明装置を設ける場合は、十分な照度を確保すること。</p> <p>案内板付近には触知図等を設置すること。</p>	<p>知的障害者に分かりやすい文字、大きさ、言葉の統一を行うこと。</p> <p>漢字、ひらがな、ピクトなどを組み合わせさせて案内すること。</p>	<p>図3 図4 図5</p>

図1 可動しやすい専用駐車場案内板の例



図2 車いす使用者駐車区画の例



図3 案内板の例

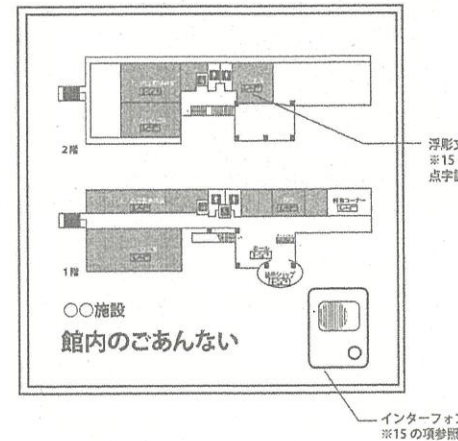


図4 案内板の高さ

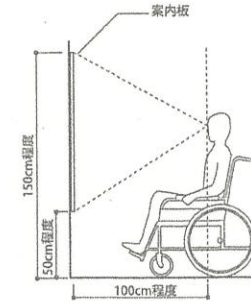
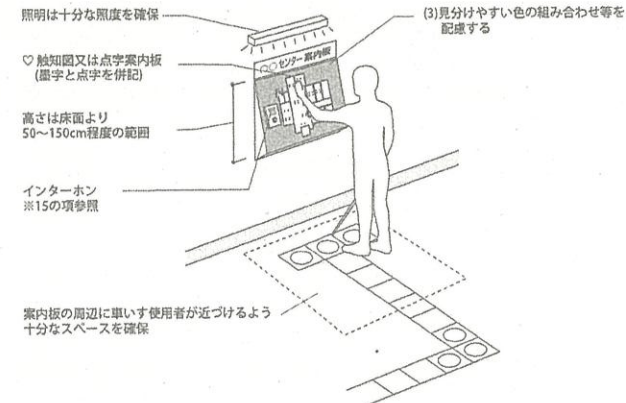


図5 案内板の設置例



整備基準	解説	望ましい水準	備考
(3) 明度差等の確保	<p>前2項に定める標識及び案内板その他の設備の設置にあたっては、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相、及び彩度の差を確保するよう配慮すること。</p> <p>「表記内容について色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて」とは、標識や案内板において、障害者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場があることを示す文字や図記号、区画表示等が、背景色と対比して視認しやすいものであることをいう。</p> <p>見分けやすい色の組み合わせについては、次の項目について、適切な方法により確認すること。</p> <p>① 見分けにくい色の組み合わせ（赤と黒、赤と緑、緑と茶色、黄緑と黄色、紫と青、赤と茶色、水色とピンク色など、まじりパステル調どし、蛍光色どしの色組み合わせなど）がされていないこと。</p> <p>② 上記によりがたい場合は、文字や図記号の併記又は色と色の境界への縁取りなどの措置がとられていること。</p> <p>適切な方法とは、案内板の種類や想定される利用者、表示内容、情報量、色覚の多寡に応じ、目視、白黒コピー、シミュレーションソフト、利用者の意見聴取の実施等をいう。</p> <p>上記によりがたい場合は、従前より情報として用いていた色を変更することが難しい場合等の対応をいう。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 色の選択 <ul style="list-style-type: none"> 視認しにくい色：濃い赤（⇨朱墨の色、オレンジ）、黄緑色、暗い緑（⇨青みの強い緑）、青紫（⇨赤紫）、黄色や水色（細い線や小さい字の時） 組み合わせ：暖色系と寒色系、明るい色と暗い色を対比 		図3

カラーバリアフリーチェックリスト

作成した案内サインなどをチェックしてみましょう

1. 文字の見やすさ	チェック欄
文字と背景に明度差があるか、ない場合ふちどりがあるか	
2. ピクトグラムの見やすさ	
ピクトグラムと背景に明度差があるか、ない場合ふちどりがあるか	
3. 赤色による強調	
地図の現在地など赤色を使って強調する場合、橙寄りの赤にしているか、またはふきだし表現など形状で強調しているか	
文章の中で赤文字で強調する場合、橙寄りの赤にしているか、または下線を引くなど色以外の方法で強調しているか	
4. 色の塗り分け	
地図の緑地、水系など塗り分ける場合、推奨色セットを使っているか、または模様などで区別できるようにしているか	
地図で凡例を使う場合、白黒コピーやシミュレーションツールで画像変換しても対応ができるか	
離れた位置のサイン同士を色で関連づけるときは、色以外のアイコンなどを併用しているか	
複数の色を使って情報を伝える場合、設置場所の照度を考慮したか	
5. 電光掲示	
赤や緑、黄色のランプ等、色を使い分けて情報を伝えようとしていないか、伝えようとしている場合、色覚障害者による評価を受けているか	

出典：カラーバリアフリーサインマニュアル

